

豊監公表第12号

令和6年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年（2025年）7月29日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	吉 田 正 弘
同	北之坊 晋 次

(様式 7)

豊市地第636号

令和7年(2025年)7月2日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和6年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和7年2月20日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
地域連携課	◆収納金の納付について 収納した庄内コラボセンター及び自動車駐車場使用料について、豊中市財務規則第29条第3項、同第77条では、収納現金に関し、即日又は翌日(銀行休日はその翌日)に収納金融機関に払い込まなければならないとされているところ、数日分及び数ヶ月分をまとめて後に一括して金融機関に払い込んでいるものが複数あった。	●収納した庄内コラボセンター及び自動車駐車場使用料について、翌日に金融機関へ入金するよう運用を見直した。

地域連携課	◆契約保証金の免除について 「契約書類（東部地域係）5年」簿冊において、豊中市財務規則第110条第3号に基づく契約保証金の免除に関し、契約保証金免除申込書の添付されていないものが散見された。	●契約保証金免除申込書を対象業者から取得するとともに、財務規則について改めて職員に周知し、ダブルチェック体制を強化した。
-------	---	---